

中小企業と生命保険法人契約

—利用目的と効果を検証—

法令出版

はじめに

本書は、中小企業が生命保険を法人契約で利用するにあたっての目的と効果を検証したものです。主に経営者を対象としたリスクの観点と、一般従業員を対象とした福利厚生の観点に分けて説明しています。

当初、本書は株式会社タックスコム企画・編集「生命保険法人契約を考える」(2011年)の改訂として目論まれました。

しかし、対応の過程で2011年以降、保険業界や中小企業を取り巻く環境の変化により、単なる改訂では済まなくなっていることがわかりました。そのため題名を「中小企業と生命保険法人契約」として新たに出版することとしたものです。

以下に主要なポイントを記載します。

超低金利の継続による保険商品の変化

生命保険法人契約における一つの柱であった養老保険は、超低金利の継続により、現在、販売停止に近い状態になっています。その一方で、新たな定期保険系の改訂商品なども出されています。本書はこれらに対応しています。

生命保険の商品性と税に関する考え方

ご存知のように生命保険法人契約に係る税務は、たびたび改訂

が行われてきました。現時点でも、「全損型保険を国税・金融庁が問題視」、これにより「生保各社が販売停止！」などの報道が行われています（2019年2月15日現在）。

この根本的な要因は何でしょうか。企業における税務には基本となる考え方があるはずです。この考え方を超える保険商品が出現すれば、改めてその考え方を貫徹するために改訂が行われる可能性が高まります。本書は、保険の商品性と税の関係について章を設けて取り上げました。またあえて販売停止された商品についても他の商品と同様、説明しています。

これにより税務会計における期間損益の考え方と、平準保険料方式をとる生命保険という根本的な矛盾と折り合いの中で問題が生じていることを整理しています。

課税関係に依存しない場合の商品評価と対応すべきリスク分類

「全損型保険」に端を発して、「定期保険系商品等に対する新たな資産計上ルールを設ける」等の話が喧伝されています。現時点でその内容は定かではありません。

しかし、問題の一つは「解約返戻金－資産計上累計額＝含み益」に現れることは明らかです。保険料に関わる資産計上割合が増加すれば、含み益が減少します。

そこで本書では、現行ルールに基づく商品効果を検証したうえで、この含み益が最小化した場合の商品別評価を現行ルールに基づく評価と対比する形で行っています。

なお、第12章では、生命保険の本来的機能による（課税関係

に依存しない）経営者の必要保障を取り上げました。このリスク分類に対応した位置づけは、資産計上ルールと無関係に保険本来の意義を持っています。

一般従業員を対象とした法定外福利厚生における保険利用

働き方改革の一環として「治療と就労の両立」が社会的な課題となっています。先行事例としては大企業が取り上げられているケースが散見されますが、中小企業においても重要なテーマとなっています。これは就業人口の高齢化の中で避けて通れない事態です。そのような中で、企業が治療中の従業員へ見舞金を支給するケースがみられます。この財源準備として従来、医療保険やがん保険（主に生命保険会社による）が取り上げられてきました。しかし現在では、少額短期保険が成長し、この観点で検討する必要があります。本書は、法定外福利厚生の財源準備として少額短期保険についても検討を行っています。

以上のうち、特に後者2点は今まであまり取り上げられてない論点です。各保険商品について利用目的と効果を検証しながら、それらについて記述しました。

中小企業にとって生命保険や少額短期保険がどのように役立つか、検討のための一助となれば幸いです。

2019年2月

小山 浩一

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 中小企業と生命保険 | 1 |
| 経営者の想定するリスク分類..... | 1 |
| 経営者は経営活動に従事しているが | |
| 企業が危機的事態（第一象限）..... | 3 |
| 経営者が経営活動に従事できないために | |
| 企業が危機的事態（第四象限）..... | 4 |
| 経営者は経営活動に従事できないが | |
| 企業自体は通常状態（第三象限）..... | 5 |
| 象限別に分類したリスクと生命保険法人契約..... | 5 |
| | |
| 第2章 生命保険の商品特性 | 8 |
| 生命保険の三つのタイプ..... | 8 |
| 平準保険料と責任準備金..... | 9 |
| 責任準備金が大きく必要となるということは？..... | 11 |
| 定期保険の法人契約と課税関係..... | 13 |
| | |
| 第3章 定期保険と税務上の取扱い | |
| ～定期保険と長期平準定期保険～..... | 15 |
| 定期保険とその税務..... | 15 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 長期平準定期保険の区分基準 | 17 |
| 長期平準定期保険の保険料の税務 | 18 |
| 第4章 一定期間災害保障重視型定期保険 | 21 |
| 一定期間災害保障重視型定期保険の概要 | 21 |
| 税務上の取扱い | 22 |
| 一定期間災害保障重視型定期保険のバリエーション | 25 |
| 第5章 逓増定期保険 | 28 |
| 逓増定期保険の定義 | 29 |
| 逓増定期保険の効果 | 31 |
| 逓増定期保険の利用目的 | 33 |
| 第6章 逓増定期保険のその他のタイプ | 35 |
| 逓増定期保険—1/3 損金・2/3 資産計上のケース | 35 |
| 逓増定期保険—1/4 損金・3/4 資産計上のケース | 38 |
| 第7章 保険の商品性と税 | 42 |
| 税務会計の基本的考え方 | 42 |
| 第8章 法人の利用目的からみた各種「定期保険」 | 49 |
| 第四象限の対処は？ | 50 |

| | |
|----------------|----|
| 第三象限の対処は？ | 53 |
| 全体を通してみると | 57 |
| 第一象限の対処は？ | 58 |
| 「課税の繰延べ」の二つの意味 | 58 |
| 含み益があるということは | 60 |

第9章 法人として経営者に

いくらの保険をつけるかを考える

| | |
|--------------------------|----|
| 経営者を対象とした保険の目的からみた全体像 | 67 |
| 退任の際の退職慰労金準備を考える | 68 |
| 退職金を支払う際の企業サイドの影響 | 69 |
| 役員退職金の損金算入限度に関する適正額の算出方法 | 70 |
| 退職慰労金額を前提に保険金額を算出してみる | 73 |
| 死亡による退任の場合 | 75 |

第10章 退職慰労金、個人の側の受取額

| | |
|-------------|----|
| 退職所得の計算 | 77 |
| 退職所得控除とは | 79 |
| 退職所得の具体例 | 80 |
| 退職所得の所得税の計算 | 81 |
| 退職金にかかる住民税 | 82 |
| 退職金の手取額は？ | 83 |
| 退職所得と給与所得 | 84 |

第11章 中小企業経営者の

独自のポジションと資金効率の最大化……………87

| | |
|--------------------------|----|
| 役員報酬と退職金準備…………… | 87 |
| 経営者個人の生涯手取り所得…………… | 88 |
| 役員報酬と退職金とに配分を変えてみると…………… | 90 |
| 法人の税率上の問題を考慮する…………… | 94 |

第12章 中小企業経営者の必要保障額……………97

| | |
|------------------------------|-----|
| 経営者に万一のことがあった場合の影響を整理する…………… | 98 |
| 事業を継続することを前提とした必要保障額の算出…………… | 100 |
| 資金を用意するための保険金額の設定…………… | 104 |

第13章 従業員を対象とした生命保険の法人契約……………107

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 従業員の福利厚生制度と生命保険の位置付け…………… | 107 |
| 福利厚生の対象としての従業員とは…………… | 109 |
| 退職金について考える…………… | 110 |
| 中小企業が利用する代表的な制度例…………… | 111 |
| 会社の退職金制度と外部積立制度利用の整合性…………… | 112 |
| 退職金に従業員の在任期間中の成果を配分・反映したいときは…………… | 113 |
| 退職金財源準備の一部としての生命保険…………… | 114 |
| 従業員の退職金に関する想定全体像…………… | 115 |
| 死亡退職の場合は…………… | 116 |
| 在職中の従業員に対する保障制度…………… | 117 |
| 法定外福利厚生の現状と方向性…………… | 117 |

| | |
|---------------|-----|
| 福利厚生費の現状…………… | 118 |
|---------------|-----|

第14章 第三分野保険商品を活用した福利厚生加入①……………120

| | |
|----------------------------------|-----|
| 医療保険あるいはがん保険の商品の概要…………… | 120 |
| 医療保険およびがん保険(終身保障タイプ)の保険料の税務…………… | 123 |
| 平成24年法令解釈通達…………… | 124 |
| 終身払込の場合…………… | 130 |
| 有期払込の場合…………… | 131 |
| 前払期間…………… | 131 |
| 前払期間経過後…………… | 132 |

第15章 第三分野保険商品を活用した福利厚生加入②……………134

| | |
|-----------------------|-----|
| がん終身保険の例…………… | 134 |
| 契約形態…………… | 136 |
| がん終身保険利用のもう一つの意味…………… | 139 |

第16章 従業員の退職金財源と

がん終身保険等の生命保険法人契約……………142

| | |
|-------------------------------|-----|
| 中小企業における退職金制度の現状…………… | 142 |
| 中小企業退職金共済制度…………… | 146 |
| 確定給付企業年金制度…………… | 147 |
| 企業型確定拠出年金制度…………… | 148 |
| 退職給付のための制度における掛金負担と資産の帰属…………… | 149 |

| | | | |
|--|------------|-------------------------------------|------------|
| 従業員を対象としたがん終身保険法人契約…………… | 150 | 無配当タイプ団体定期保険の設定例…………… | 184 |
| 中小企業退職金共済制度とがん終身保険法人契約の併用…………… | 151 | | |
| 第 17 章 がん終身保険の位置付け変化と今後の方向性…………… | 154 | 第 21 章 総合福祉団体定期保険に関する税務…………… | 187 |
| 保障内容と従業員の法定外福利厚生…………… | 154 | 総合福祉団体定期保険の契約形態と税務…………… | 187 |
| がん終身保険法人契約の位置付けと方向性…………… | 159 | 法人保険契約の別途取扱いの可能性…………… | 189 |
| | | 死亡退職金の相続税法上の取扱い…………… | 190 |
| | | 相続税法基本通達 3-17 の留意点…………… | 192 |
| 第 18 章 高額がん終身保険の利用目的と効果検証…………… | 160 | | |
| 高額タイプがん終身保険の保障内容（ある商品例）…………… | 160 | 第 22 章 生命保険法人契約の全体像…………… | 194 |
| がん終身保険の利用目的…………… | 163 | 生命保険法人契約の全体像…………… | 194 |
| 保険料・保険金・解約返戻金等受取りに関わる仕訳例…………… | 167 | 長期平準定期保険の場合は…………… | 196 |
| | | 商品と加入目的のマトリクス…………… | 198 |
| 第 19 章 法定外福利厚生と保険—少額短期保険の検討—…………… | 169 | | |
| 法定外福利費の実情と求められる保険商品の条件…………… | 171 | 第 23 章 生命保険の契約締結後の利用…………… | 201 |
| 法定外福利厚生の変化…………… | 173 | 生命保険の諸変更や利用の内容…………… | 201 |
| 少額短期保険の検討…………… | 174 | 払済保険への変更…………… | 202 |
| | | 延長定期保険への変更…………… | 202 |
| | | 減額…………… | 203 |
| 第 20 章 企業の弔慰金および死亡退職金制度と生命保険…………… | 179 | 契約者変更…………… | 204 |
| 生命保険等が関連する従業員を対象とした制度の全体像…………… | 179 | 契約者変更の留意事項…………… | 205 |
| 弔慰金制度と総合福祉団体定期保険…………… | 180 | 「低解約返戻金タイプ」とは…………… | 206 |
| 総合福祉団体定期保険とは…………… | 180 | 低解約返戻金タイプの保険を契約者変更すると…………… | 207 |
| 総合福祉団体定期保険の二つのタイプ…………… | 182 | 契約者変更を当初から織り込んだ法人契約の目的・対象…………… | 208 |

第 24 章 (補論) 経営者対象とした

生命保険に関する商品別評価…………… 210

長期平準定期保険…………… 212

一定期間災害保障重視型定期保険…………… 215

逡増定期保険 1/2 損金タイプ…………… 218

逡増定期保険 1/3 損金タイプ…………… 220

逡増定期保険 1/4 損金タイプ…………… 222

がん終身保険…………… 224

全体を通してみると…………… 227

参考資料

1 生命表…………… 236

2 保険税務通達関連…………… 252

3 保険数表…………… 262

第 1 章 中小企業と生命保険

経営者の想定するリスク分類

中小企業（法人）が生命保険を法人契約で利用しているケースは多い。この利用はそもそも何を目的にしているのだろうか？

一般に生命保険は人を対象としているので、被保険者として経営者を想定すると、経営者の死亡等、保険事故にあった際の保険金や給付金によって、事業継続に支障をきたさないようにするための契約と考えることができる。あるいは、経営者の死亡退職金などの目的も想定できる。しかし、実際の生命保険法人契約をみると、それと相違した目的も相当量ありそうである。そこで経営者を対象とした生命保険法人契約について、不可思議かもしれないが、いったん、生命保険を離れて、そもそも経営者が想定するリスクを整理してみよう。

中小企業経営者は今、元気に経営活動に従事している。この場合、将来に向けて想定できるリスクの対象は単純化すると二つある。一つは、先に触れた経営者自身である。もう一つは、経営する企業である。

経営者自身を対象として単純に「通常の状態」と「リスク状

態」の二つに分けると「経営者が経営活動に従事できる／経営者が経営活動に従事できない」という二択に設定できる。実際にはリスクは連続した概念なので、「有無」ではなく「大小」である。つまり、「経営者は健康状態に問題があるが、なんとか経営活動に従事している」というような中間的な状態も存在する。しかし、ここでは問題を単純に整理するために二択で考えておこう。

次に、企業自体を対象として同様に考えると「企業活動は通常状態である／企業活動は危機的事態である」という二つの状態を想定できる（これも連続的な概念なので中間的な状態は存在する）。

この経営者自身の問題と、企業自体の問題のそれぞれを組み合わせると【図表1-1】のとおりとなる。

【図表1-1】 経営者／法人企業の想定事態の組み合わせ

| 想定する 経営者の状態 想定する 企業の状態 | 企業活動は 通常状態 | 企業自体が 危機的事態 |
|---------------------------------|---|---|
| 経営活動に 従事している | 今の視点 (第二象限) | 経営者は経営活動に通常 に従事しているが、企業 の存続が危うい事態 (第一象限) |
| 経営活動に 従事できない | 自分が経営活動に従事 できないが、企業自体 は通常の状態にある (第三象限) | 自分が経営活動に従事 できないために、企業 の存続が危うい事態 (第四象限) |

【図表1-1】の象限別にここから整理してみよう。整理するにあたって前提条件を確認しておくこととしたい。現時点では経

営者は元気に経営活動に従事している。さらに企業自体も通常の状態にあり、特に経営上危機的な状態ではない（【図表1-1】第二象限）。この現時点の状態が前提である。この前提条件（第二象限）から、将来のリスクの可能性を分類し（第一、第三、第四の各象限）、その可能性のためにどのような準備をしておきたいかを整理してみよう。

経営者は経営活動に従事しているが企業が危機的事態（第一象限）

将来の可能性として、経営者は元気に経営活動に従事しているが、なんらかの理由で企業が危うい状態になってしまう、というリスクを考えてみよう。例えば、取引先の倒産により、資金回収ができず、資金繰りに支障をきたすとか、大災害によって企業設備が被害をうけてしまい、企業活動が通常形で継続できず経営状態が悪化してしまうような事態が、ここでの想定リスクである。

このような事態を考えると、一番の問題は資金繰りであろう。経営者としては、経営する企業がどのような状態でも維持していけるようにしておきたいと考える。そこで一般的に考えると、会社の財務上、含み益があり、かつそれが現金化しやすい状態であれば、このようリスクに対処することができる。ここでは、含み益・含み資産の形成が対応策の一つとして考えられる。

含み益・含み資産は、上記のようリスクに備える意味もあるが、同時に事業における投資財源ともなり得る。経営者にとっ

て、様々な事態に対応できる（自由裁量の余地がある）という点で、いずれにしろ含み益・含み資産の形成は検討対象の一つと考えられる。

経営者が経営活動に従事できないために企業が危機的事態（第四象限）

次に、経営者がなんらかの理由で経営活動に従事できない、そのため企業活動に支障をきたしてしまうというリスクを考えてみよう。この場合、その後の経営に従事する後継者や代行者が安定的に決まっていることが必要であろう。しかし、例えば、経営者が経営活動に従事できないと、売上げそのものに響く（売上減少）とか、直接的に資金繰りに悪影響があるような場合もある（これは個々の企業によって程度は相違する）。このような場合に備えて、当座の資金繰りに問題が起きないような資金的準備が必要であろう。特に経営者死亡を想定した場合、当該経営者が経営活動に従事できない状態が固定することになるので、当座の資金繰りの問題を解消しつつ、後継者による経営の安定化までの対策が必要になる。

結局のところ、経営者が経営活動に従事できない理由によって対策は相違することになる。経営者の将来の健康上の問題や、不時の災害を想定すると、一般的には保険による準備が考えられる。しかし、例えば、東日本大震災の例では、出張先で震災に遭い、経営者本人は元気であるが、一時的に会社へ戻れないとか、諸外国へ進出した企業で、誘拐リスクの問題など、経営者が経営

活動に従事できない要因は様々想定できる。その要因によって、経営活動に従事できない形態等は変わってくるため、対応策はその想定される期間によって相違することになる。

経営者は経営活動に従事できないが企業自体は通常状態（第三象限）

企業が安定的に事業を継続している状態で、経営者が経営活動に従事できない（状態になってしまった）ということになると、その要因にもよるが、当該経営者の退職が一つの問題となろう。経営者が退職する時期の問題を考えると、退職金について検討する必要が生ずる。中小企業の場合、経営者は自身の個人資産を事業利用していることが考えられる。このため、自身の退職後の企業存続と退職金の関係は、個人資産の配置問題の意味をもっている可能性がある。

象限別に分類したリスクと生命保険法人契約

以上、概観したような想定リスクに対処する方法は、特段、生命保険に限定されないし、される必要もない。他方、現状、生命保険法人契約の利用が様々行われる状況を鑑みると、それなりにこれらリスクへの備えとして役立っているとみることができる。そこで今度は生命保険に関して整理してみよう。

保険法では、生命保険は「保険契約のうち、保険者が人の生存または死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの（傷害

疾病定額保険契約に該当するものを除く。)をいう」と定義される(保険法2条8号)。また、傷害疾病定額保険は「保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう」と定義されている(保険法2条9号)。いずれにしろ、両者とも人を対象(被保険者)としたものである。

生命保険は人を対象としている。したがって生命保険は、一般的に人的リスクへの備えとして利用される。この観点で生命保険法人契約を考えてみよう。

経営者が対象となる経営者保険は、経営者という人に生ずるリスクへの備えと考えられる。少なくとも生命保険から整理するとそういうことになる。つまり、ここまで整理してきた「経営者が経営活動に従事できないために企業が危機的事態(第四象限)」をカバーすると考えることができる。この第四象限への対処としての生命保険は、保険税務に依存しない。保険本来の機能に由来している。

他方、ここまでみてきたように、経営者が想定するリスクは、自分が元気でも、企業自体が元気でない事態を見据えている。このような問題(すなわち【図表1-1】の第一象限)について、生命保険法人契約は役に立たないとは考えにくい。しかし、この第一象限における生命保険法人契約の機能は、現行の保険税務に依存している。

以降の本稿の構成は、以下のとおりである。

第2章において生命保険の性質そのものを整理する。第3章か

ら第7章では、主に経営者保険として利用される各種保険種類の検証を行う。第8章から第12章では中小企業経営者の特殊ポジションと生命保険利用を改めて整理しておく。第13章からは従業員を対象とした福利厚生としての生命保険利用について概観したうえで、商品別に整理する。